

## ○地籍調査の手順

地籍調査は、概ね3～5年の期間で行います。

### ・調査1年目

調査地区における、地権者の皆様を対象に説明会を開催します。

地籍調査用三角点の設置 → 調査測量用の基準点です。

地籍調査用多角点の設置 → 三角点よりさらに細かく配置する基準点です。

### ・調査2～3年目

一筆地の調査① → 登記情報に基づき、一筆毎の所有者、地目、地積を記載した**調査票**と、測量図を基に位置関係を記した、調査地区全体の**調査用素図**を作成します。

留萌市の地籍調査では、この時点で現地に仮の筆界点を示す杭等を設置します。

一筆地の調査② → 地権者に現地を立会してもらい、仮筆界点と仮筆界の位置、及び地目を確認していただきます。登記を行うにあたり、**問題がなければ承認**をいただきます。分筆、合筆についても、この時に同意をいただきます。

### ・調査4～5年目

一筆地の測量 → 確認と承認をいただいた仮筆界点と仮筆界について、現地において実際に測量を行います。

調査結果の閲覧 → 1～4年目の調査を基に、一筆地の面積を計算し、法務局へ提出する**地籍簿と地籍図**を作成します。地籍簿と地籍図が完成した時点で、地権者及び一般の方々に閲覧をしていただきます。閲覧の際には、地権者の方には通知をさせていただき、一般の方々には市役所の掲示場に告示をしてお知らせします。

閲覧後は、1年以内に登記手続きをします。地権者の方へは法務局へ提出する**地籍図と地籍簿、一筆毎の座標面積計算書**を送付いたします。